特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	南島原市 国保給付及び資格事	務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、国保給付及び資格事務の特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国保給付及び資格事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、 不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結するこ ととしている。

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

関連情報 T

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 国保給付及び資格事務 ①事務の名称 南島原市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して資格確認 書及び資格情報のお知らせを発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴 収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者 を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表を基に南島原市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステ ムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情 報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または 提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬 支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国 民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に ②事務の概要 係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支 払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」 という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を 共同して行う。 <オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資 格確認等システム」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が、南島原市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履 歴管理事務」を行うために、南島原市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会 を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、南島原市か らの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、 情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、南島原市から提供した被保険者 資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得 並びに紐付け情報の提供を行う。 国民健康保険システム、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保 ③システムの名称 総合(国保集約)システムという。)、医療保険者等向け中間サーバ-

2. 特定個人情報ファイル名

国保給付情報ファイル、国保資格情報ファイル

3. 個人番号の利用

- ·番号法第9条第1項 別表44の項
- ·番号法第9条第2項
- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の業務>
- •番号法 第9条第1項(利用範囲)
- 別表 項番44
- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
- 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

法令上の根拠

4. 情報提供ネットワーク	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表の1,2,3,4.8,9,22,24,44,105,131の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表の42,44,の項 <オンライン資格確認の業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項	的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別 なび第2項			
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉保健部健康づくり課				
②所属長の役職名	健康づくり課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町 総務部総務秘書課 ☎ 0957(73)66 859-2412 長崎県南島原市南有馬町 福祉保健部健康づくり課 ☎0957(73	21 C1023番地			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	859-2412 長崎県南島原市南有馬町Z 福祉保健部健康づくり課 ☎ 0957(73				
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した			
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
手(情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)				
	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	基礎項目評価書 i実施機関につい F(情報提供ネ	き礎項目評価書] 「実施機関については、それぞれ F(情報提供ネットワークシス	を確項目評価書] 「実施機関については、それぞれ重点項目評価を 「実施機関については、それぞれ重点項目評価を 「「情報提供ネットワークシステムを通じた」				

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・3	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [〇]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

9. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全	☆項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1)目的外の入手が行われ 2)目的を超えた紐付け、 3)権限のない者によって 4)委託先における不正な 5)不正な提供・移転が行 6)情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 で不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正が	対策 ፪(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	市側のシステムにおいては、 情参照範囲が必要最小限となる		・ステムで情報照会を行うことができる端末、職員、 设定している					

変更箇所

文文 回	71					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和7年6月25日	1.②事務の概要	南島原市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り規定。 ・世界で取り規定。 ・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者 担金減額申請書等から、一部負担金の減額、 免除、微収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者 しない者を被保険者として被保険給付を行う。 ・被保険者情報集約システムと連携する。 番号法の別表を基に南島原市は、国民健康保 ウンステムに接続して各情報保機関が保有 する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 (以下省略)	南島原市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して資格確認書及び資格情報のお知らせを発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可存約組合、後期高齢者医療制度の被保険者として被保険者の疾病、負免除、徴収猶予適用の可存約組合、後期高齢者医療制度の被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を関係、出産または死亡に関して、保険給行を行う。・被保険者情報表として、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関外保存有する特定個人情報について情報と使保存有する特定個人情報について情報と対して、特別を保存を行うる特定個人情報について情報と対け、では、対して、情報を関係、出度な情報をである事務において、情報保有機関が保存有する特定個人情報について情報と対して中間サーバへ登録する。			
				_	_	